

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市楽只保育所	施設種別	保育所 (旧体系：)
評価機関名	社団法人京都府保育協会		

平成 24 年 12 月 4 日

総 評	<p>楽只保育所は、大正10年に京都市営保育所として開設された歴史ある保育所です。以来、「人権を大切にすまち」の一拠点として、小学校・中学校・大学・児童館等の関係施設・機関や地域住民と連携し、子どもたち一人ひとりの成長を見守る体制づくりをすすめてきました。</p> <p>市営保育所が掲げる「一人ひとりを主体として受け止めて保育する」という目標に則り、さらに「子どもたちが遊ぶ中で、生活の経験を積み上げ、育って行ってほしい。保育所がその支援をしっかりと進めていきたい。」という保育士等の思いのこもった保育実践を心掛けています。</p> <p>乳児棟・幼児棟からなる広い園舎と園庭を有し、室内外のそれぞれに子どもたちが落ち着き、のびのびと生活できるよう工夫を凝らした環境構成に努めています。さらに、乳児クラスにおいては、人的環境に配慮し、担当保育士との親密な関わりを大切にしています。</p> <p>地域子育て支援事業としては、保育所を活用した園庭開放、親子保育体験、親子教室等に加え、子育て家庭への訪問支援を実施する等、多様な事業を行っています。</p> <p>所長を中心に保育士、調理師等の優れたチーム・ワークのもと、子どもたちのより良い保育の場として、また、子どもと保護者がともに楽しみ、安心して子育てができる子育て家庭のセーフティネットとしての機能を併せ持つ保育所づくりに努めています。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長はリーダーシップを発揮し、地域との繋がり、関係機関との連携に積極的に取り組んでいます。地域の子育て支援の拠点として、その役割が担えるよう体制を構築し、自らもその活動に参画しています。 ・ 乳児保育では、膝に座らせて食事をする等、子どもの成長や状況に応じたきめ細やかな保育を行うとともに、それらの実践を育児マニュアルとして整備・活用しています。 ・ 地域とのかかわりを大切にしており、地域子育て支援拠点事業を中心として、親子サロンや、親子教室、園庭開放、一般の方の利用可能な授乳スペースの確保など多様な取り組みを実施しています。また、地域子育て支援拠点事業担当者と保健センターと地域の保育所が連携し、支援を必要とする地域の子育て家庭に対する働きかけなどにも取り組んでいます。
特に改善が望まれる点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課程は、京都市が策定する運営の手引書を適用しています。今後は、保育課程を保育所全体の最上位の計画として保育所独自で編成し、各指導計画との整合性を図られると、なお良いでしょう。 ・ 各指導計画で明らかになった評価・反省の内容については、次の計画を作成する際、明確に反映されるとなお良いでしょう。 ・ 家庭の状況や個別面談等の記録について、記録者によって内容にばらつきが生じないように、基準の明確化やマニュアル化を図る等、職員の協働のもと見直しをされるとなお良いでしょう。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】

評価結果対比シート

受診施設名	京都市楽只保育所
施設種別	保育所
評価機関名	社団法人京都府保育協会
訪問調査日	平成24年12月 4日

保育所評価基準 対比シート

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 保育の理念・基本方針・目標	I-1-1 保育の理念、基本方針・目標が確立されている。	① 保育の理念が明文化されている。	A	A
		② 保育の理念に基づく・基本方針・保育目標が明文化されている。	A	A
	I-1-2 保育の理念、基本方針・目標が周知されている。	① 保育理念・保育方針・保育目標が職員に周知されている。	A	A
		② 保育理念・保育方針・保育目標が利用者等に周知されている。	A	A
I-2 計画の策定	I-2-1 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。（非該当）	非該当	非該当
	I-2-2 保育の計画が適切に策定されている。	① 保育課程が保育理念・保育方針・保育目標に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して編成されている	A	B
		② 保育課程と年間指導計画、短期指導計画との整合性が図られている。	A	A
		③ 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき改定されている。	A	B
		④ 保育課程の編成や指導計画の作成が組織的に行われている。	A	A
		⑤ 保育課程・指導計画が職員や利用者等に周知されている。	A	A
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-1 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明されている。	A	A
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A	A
	I-3-2 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A	A

[自由記述欄]

・京都市営保育所共通の保育の理念、それに基づく基本方針・保育目標があり、園の紹介パンフレット、ホームページなどで明示されています。

・毎年、京都市営保育所で共通の運営計画が策定されており、市営保育所間で運営の意思統一を図っています。

・保育課程は、京都市が策定する運営の手引書を適用しています。今後は、保育課程を保育所全体の最上位の計画として保育所独自で編成し、各指導計画との整合性を図られると、なお良いでしょう。

・各指導計画で明らかになった評価・反省の内容については、次の計画を作成する際、明確に反映されるとなお良いでしょう。

・所長はリーダーシップを発揮し、地域との繋がり、関係機関との連携に積極的に取り組んでいます。地域の子育て支援の拠点として、その役割が担えるよう体制を構築し、自らもその活動に参画しています。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A	A
		② 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A	A
		② 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A	A
		③ 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
		② 定期的な個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A	A
② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。		A	A	
II-3 地域との交流と連携	II-3-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	II-3-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	A	A

[自由記述欄]

・毎月開催の市営保育所所長会での情報交換や、北区保育所4園で地域の子育てニーズに対応した行動計画を策定し、地域の保育や福祉に対する動向の把握に努めています。

・研修に関する基本方針があり、個別の職員に対する研修計画を策定しています。新人研修としてのOJT研修制度や、1年契約のパート職員向け研修制度も設けています。市営保育所全体でエピソード記述に取り組んでおり、その研修結果を市保育課で集約し、市営保育所全体に活かしています。

・実習生の受け入れを実施しています。特に、隣接する佛教大学との実習及び学生交流に取り組んでおり、懇談会への出席など、養成校と保育現場との情報交換に努めています。

・地域とのかかわりを大切にしており、地域子育て支援拠点事業を中心として、親子サロンや、親子教室、園庭開放、一般の方の利用可能な授乳スペースの確保など多様な取り組みを実施しています。また、地域子育て支援拠点事業担当者と保健センターと地域の保育所が連携し、支援を必要とする地域の子育て家庭に対する働きかけなどにも取り組んでいます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	A
		② 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B	A
Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① 定期的に第三者評価を受診し、事業内容の改善に活かしている。	C	B
		② 定期的に自己評価を行い、その結果と課題を職員間で共有し、改善に向けた取り組みを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(2) サービス実施の記録が適切に行われている。	① 入園面接・健康診断など定められた手順に従ってアセスメントを行っている	A	A
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A	A
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A
	Ⅲ-3 サービスの開始・継続	Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
② 保育の開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。			A	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		① 転園・卒園にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	B	A

[自由記述欄]

・個人情報に関するマニュアルがあり、それに係る書類の受付票を整備しています。ホームページへの写真掲載に関する同意書も取っています。

・苦情解決の仕組みを整備しており、京都府社会福祉協議会運営適正化委員会を第三者委員として委嘱しています。運動会など行事ごとに保護者アンケートを実施し、その内容と園の対応を保護者へフィードバックしています。

・今回の受診に際し、所長が中心となって自己評価を実施しています。今後は、第三者評価をきっかけとして、職員間で課題を共有し、保育内容の充実が図れるよう工夫されるとなおいでしょう。

・市営保育所統一の書式により、園児に関する内容を記録しています。保育所見学の随時受け付けや、ホームページによる情報提供、親子半日保育体験の実施など、保育所の情報や様子がわかるよう取り組んでいます。

・京都市営保育所間での転園の場合、同じ書式による記録書類を提供しています。また、京都市営保育所以外への転園の場合は、原則として全園児に保育の記録等の引き継ぎ文書を提供します。

IV-1 子どもの発達援助

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-1 子どもの発達援助	IV-1-(1) 健康管理・食事	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	A	A
		② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	A
		③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	A	A
		④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	A	A
		⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている	A	A
		⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	A	A
		⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	A	A
		⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている	A	A
	IV-1-(2) 保育環境	① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	A	A
		② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行なっている	A	A
	IV-1-(3) 保育内容	① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	A	A
		② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	A	A
		③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	B	A
		④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている	A	A
		⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	A	A
		⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	A	A
		⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	A	A
		⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	A	A
		⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	A	A
		⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる	A	A

【自由記述欄】

・内科健診は、0歳児は毎月、1・2歳児は2ヶ月に1回、3～5歳児は年2回実施しています。また、歯科健診、眼科健診、耳鼻科健診も実施し、結果について保護者に伝達するとともに、必要に応じて職員間で情報を共有しています。

・試食会の開催や、毎日の給食レシピの配布、朝食のおすすめレシピ掲示、食育だよりの発行など、食育に対する関心を促す取り組みを行っています。また、アレルギーに対する代替食は、見た目を同じようにしたものを提供しています。給食に関する内容は、市営保育所全体で食育委員会を組織し、情報を共有しています。

・乳児と幼児の園舎が別棟となっており、それぞれに園庭があります。各保育室には、畳のスペースや好きな遊びが継続してできるコーナーが整備されており、子どもの自発的な活動を支える空間や、落ち着いて生活できる環境があります。また、4・5歳児になると専用のスリーピングルームがあります。

・地域の散歩マップを作成し、近隣への散歩や公共の交通機関を利用した所外保育を取り入れています。絵画展や劇・歌などの発表会、年長児では和太鼓など、様々な体験が出来るよう取り組んでいます。

・乳児保育では、膝に座らせて食事をする等、子どもの成長や状況に応じたきめ細やかな保育を行うとともに、それらの実践を育児マニュアルとして整備・活用しています。

・各園舎には、絵本コーナーが整備され、お薦めの絵本を展示し、在園児だけでなく地域の子育て家庭にも常時貸し出ししています。

・個別の障害児に対応した保育士の手作りによる遊びの環境を整備しています。障害児保育に対する園内研修も実施しており、職員が同じ認識のもとで保育できるよう配慮しています。

IV-2 子育て支援

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-2 子育て支援	IV-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援	① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行なっている	A	A
		② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	A	B
		③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	A	A
		④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている	B	A
		⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	A	A
		⑥ 子どもの発達記録やケア記録、保育要録など保育に必要な記録が整備され、保育内容（指導計画）や小学校など専門機関との連携に活かされている。	A	A
	IV-2-(2) 一時保育	① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	A	A

[自由記述欄]

・家庭の状況や個別面談等の記録について、記録者によって内容にばらつきが生じないよう、基準の明確化やマニュアル化を図る等、職員の協働のもと見直しをされるとなおります。

・虐待に対する対応、また関係機関との体制を整えています。所長が中心となり、細心の注意が図れるよう職員間の意識向上にも取り組んでいます。

・一時保育を実施しています。緊急を要する方で自園で預かれない場合でも、近隣の一時保育を実施していない市営保育所と連携し、弾力的に受け入れを実施しています。

IV-3 安全・事故防止

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-3 安全・事故防止	(1) 安全・事故防止	① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	A	A
		② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	A	A
		③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている	A	A
		④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	A	A
		⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	B	A

[自由記述欄]

・保健委員会を立ち上げ、会議を月1回開催し、保健・衛生に関する内容を点検しています。食中毒対応マニュアルがあり、対応方法を職員間で周知しています。

・ヒヤリ・ハット事故報告を作成し、その内容を市保育課で集約し、各保育所にフィードバックすることで、市営保育所全体の保育運営に活かしています。

・不審者侵入時のマニュアルを整備し、毎年不審者侵入時の避難訓練を実施しています。また、北警察署で実施される防犯研修に毎年参加しています。